

2008年度2月定例議会 予算特別委員会 各部局書面審査での日本共産党の質問と答弁
大要、他会派委員の質問項目を紹介します。

警察本部・・・1

企業局・・・4

2008年度予算特別委員会 **警察本部**書面審査 2008年3月5日

迫 祐仁（日本共産党、京都市上京区）

身体障害者等駐車禁止除外指定標章について

【迫】身障者の駐禁指定除外について、対象範囲が縮小された方が生まれていて、下肢不自由の方で「1級から4級」を「1級から3級の1」に縮小された。府・警察の説明では「身体に障害のある方の駐車規制からの除外措置については、障害のある方の社会参加活動を促進するためのもの」として実施されてきているが、その認識はその通りか。

【桐村交通部長】身体障害者の方々への除外措置を講じていることについては、障害のある方々に社会参加の活動を適切にやっていただくという趣旨のもとに、京都公安委員会規則に定めているもの。

【迫】私が聞いている方々の中には、両大腿骨骨とう壊死で、障害が3級の2の方だが、医師から1日900メートル以上は歩かないようにといわれている方。また右股関節機能全廃で障害4級の方は、5、6年前から歩行の際、両下肢の痛みやしびれで、手押し車を使用しても30メートルから50メートルくらいで歩行が困難になって座ってしまうという方もいる。こういう方々が標章の対象外になったら、障害者用の駐車場に止めることもできない、「買い物にも行けない、役所にも行けない、病院にも行けないなど日常生活にたちまち困ってしまう。気分転換のために外出することもできないでイスに座りっぱなしになってしまうか、横になりっぱなしだ」と、精神的な心配をされている。これまでできていたこともできなくなり、何が社会参加の活動促進だといわざるを得なくなる。どういう認識か。

【交通部長】今回の除外措置については、広く障害のある方々を、障害の部位にかかわらず除外の対象としようというもの。その対象基準（策定）にあたっては、府民が広く認識していただける障害種別が第1級障害者の方々、という基準を定めさせていただいて、あらゆる障害の部位の方々に広くと求めていったもの。考え方の中には、障害のある方々の社会参加活動を促進するという目的もある。

【迫】実際に、今まで受けられた方が排除されている、という形になる。下肢3級の2と4級の方の復活、見直しを待たないでやっていただきたい。要望しておく。

信号機の増設について

【迫】今回の予算で、信号機を20基設置することとなっているが、実際にはもっと多くの要望があると思う。要望数はつかんでいるか。

【交通部長】平成19年度に府内の信号機の設置要望を受けたものは、313件。

【迫】要望が313あって、今年度つけるのは20基ということ。不足している、実際には間にあっていないんじゃないかと思うが、どうか。

【交通部長】19年度においても20基の整備、今回20年度においても20基の整備とお願いしているところ。今後とも警察署、警察本部において、現場における交通環境、交通事故の状況等を総合的に勘案しながら、必要な基数については財政当局と協議して、理解を得て整備を進めていきたいと考えている。

【迫】毎年20基ずつということでは、何年かかたら今の要望が実現できるか、本当に大変な事態だと思う。安心・安全というなら、人が亡くなったりけがをされるという重大事故が起きてからあわてて設置していくのではなくて、重大事故を防ぎ、またスムーズな交通体系を作っていくためにも、必要な個所に信号機の設置を急いでいくことを要望する。

松尾 孝（日本共産党、京都市伏見区）

暴騒音規制条例の改正について問う

【松尾】提案理由説明にあるとおり、「悪質・巧妙化する拡声機を使用した暴騒音」、これをどうするかということで改正提案されている。通常の実業、市民団体その他、私どもも含め、この対象となるような暴騒音による宣伝行動はやっていない。常軌を逸した、いわゆる右翼団体の暴騒音が問題だ。こういうことで現行条例にも規制規定はあるわけだが、その規制がしっかりやられていなかったんじゃないかと思うが、その点はどうお考えか。

【河野警備部長】現行条例の規制対象は、社会通念上容認される範囲を逸脱した音の暴力ともいわれる暴騒音であって、拡声器使用の目的・内容・対象人物ではない。本条例は第1条の目的に明記されているとおり、府民の日常生活をおびやかすとともに、通常の実業活動等に重大な支障を及ぼすような、拡声器による著しい騒音、すなわち暴騒音を規制するもの。第2条の適用上の注意、また先日の警察常任委員会における付帯意見によって、本条例の運用にあたっては、憲法に保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように、慎重に留意することを求められている。これに基づいて、府警としては適正・妥当に条例を運用しているところ。これまで京都府下での15年間の適用状況は、停止命令違反で2件5名、これは85デシベルを超える暴騒音を生じさせ停止命令を受けたが、再び暴騒音を生じさせたことから、停止命令違反として現行犯として逮捕したもの。あと、立ち入り拒否違反として1件1名、これは2台の街宣車の暴騒音が85デシベル超となって勧告を行なうに際し、立ち入りを要求したが、出入り口に立ちふさがって、これを妨害したことから、立ち入り拒否違反として現行犯逮捕したもの。合わせて3件検挙している。いずれも右翼団体構成員によるもの。また、平成5年の条例施行以来、停止命令116件、暴騒音に対する勧告72件、発出していて、これらもすべて、右翼団体の街頭宣伝に対して適用したもの。

【松尾】暴騒音は拡声機の通常の使用では発生しないもの。市民団体が宣伝しているところに右翼団体が後からやってきて、暴騒音となるようなケースが起こる。そのために正常な活動ができないということが起こる。勧告から停止命令、さらに使用停止命令が出される。あるいは移動命令が出るとかいうことになって、こういうことは憲法21条に照らしても、あってはならないことだから、表現の自由が侵されるようなことがないように、しっかりしていただきたい。そこで、暴騒音を出している者は特定が可能なことから、それを出している団体にそういった命令を出し、一般市民団体がそのために表現の自由が奪われることがないように、すべきだと考える。そのことを条例の中に明記すべきと思うがいかがか。

【警備部長】いまの質問の事例で申し上げますと、違法性のない活動を行なっている団体に対して、他の団体が妨害の意図を持って拡声機を使用する状態では、妨害された側の権利保護に配慮しつつ、個々の具体的な状況に即して適切に対処していきたいと考える。先ほど来申し上げているように、府警としては第1条の目的、あるいは第2条の適用上の注意、あるいは警察常任委員会による付帯意見、これらに基づいて適正・妥当に条例を適用していくということだ。

【松尾】同時使用ということは普通ありえない。妨害目的の右翼団体が時間的にも後から出てきて、その結果として同時使用ということになる。これが実態だから、あくまで憲法21条、表現の自由が奪われること

が絶対にあってはならない。改正案の2条にもその規定はあるわけだが、「留意せよ」という訓示規定だ。やはりこれでは担保がないわけだから、しっかり規定すべきだと指摘しておく。

警察署協議会について

【松尾】警察署協議会は警察改革の中で、市民の声がより反映されるという趣旨で設けられたものと理解されている。この構成や運営にあたって、その趣旨に基づいてしっかりやっていただく必要があると申し上げたい。委員の選任は、警察署長が自治体の長であるとか団体の長などの意見を聞いて選んで公安委員会に上申する、そして公安委員会から委嘱して設置されることになっている。条例に基づく正式の機関だ。これは警察行政の中で大切な役割をもつものだと思うが、どういう活動をしているのか、その内容については全くよくわからない。これは設置された趣旨に基づいて、例えば今回の警察署の再編については、住民にしっかり知らせるということが必要だ。府政については府政だよりがあるが、警察行政についてはそういうものがない。たとえば、関係するところの自治連というものがある。そういうところに情報を提供すれば、例えばニュースのようなものが渡れば、これは自治連から各町内に必ず届く。そして回覧にも付される。たとえばこういうことも必要ではないか。これは公安委員会が設置しているものだから、公安委員長にお聞きする。

【姫野公安委員長】警察署協議会の活動について、委嘱した公安委員会として、全警察署から報告をうけ、承知している。年に1回警察署協議会代表者会議を公安委員会が主催して、府警本部にお集まりいただいて、1年間の活動の報告・発表も頂いている。公安委員、京都府警の幹部など出席している。この代表者会議は公開していて、マスコミの方にも見いただいている。各警察署それぞれの特性に応じた熱心な活動をしている。最近みなさんが苦勞しておられることは、警察署協議会の存在や活動内容ということ、地域の人たちにどのように広報するかということ。いくつかのところからは問題点としてあがってきている。それぞれの警察署の実情に応じて、非常によく広報されている警察署協議会もあるし、非常に苦勞しているところもある。そういうところは公安委員会としても検討していかなければならない課題だと考えている。

【松尾】いまの答弁はよくわかる。警察改革の趣旨にのっとった活動が進むように、私が指摘した点、公安委員長もいま、課題としては意識しておられるわけだから、ぜひ検討されることを要望する。

【他会派の行った質疑のテーマ】

■荒巻隆三（自民党、京都市東山区）

身障者の駐禁除外標章について
東山署の移転について

■中島則明（民主党、舞鶴市）

警察署の再編・整備について
警察職員の超勤・健康について

■林正樹（公明党、山科区）

公営住宅からの暴力団員の排除について
警察力を維持するための警察官の採用について

■佐々木幹夫（創生、綾部市）

少年非行抑止事業について

■小巻實司（自民党、京都下京区）

特別警備部隊の活動について

■前波健史（自民党、京都市伏見区）

110番の利用状況について
レスポンスタイム（通報があつてから現場に行く時間）について
パトカーの赤色灯の効果について

■熊谷哲（民主党、京都市右京区）

テロ対策と外相サミットの警備について
右京区管内の交番の整備について（要望）

■島田正則（自民党、木津川市・相楽郡）

ミニパトカーについて
信号機設置の意見・要望の状況について

■田中健志（民主党、京都市中京区）

自転車のマナーと交通安全について

■諸岡美津（公明党、京都市右京区）

交番の再編について

■上田秀男（新政会、南丹市・船井郡）

ベテラン警察官の退職と警察官の採用について

■尾形賢（自民党、京田辺市・綴喜郡）

モデル地区の啓発について

■渡辺邦子（自民党、京都市伏見区）

交番再編計画について
交番相談員の活動状況について
痴漢相談出張講座について

■中小路健吾（民主党、長岡京市・大山崎町）

インターネット・サイバー犯罪の状況と取り締まりについて

■秋田公司（自民党、京都市南区）

地域の安心・安全について

2008年度予算特別委員会 **企業局** 書面審査 2008年3月5日

■光永敦彦（日本共産党、京都市左京区）

太鼓山風力発電について

【光永】まず数字を教えてください。平成19年度の売電収入と発電費用のそれぞれの現時点での見込み数字、同時に運転時間について平成18年度と19年度見込みで。

【企業局次長】19年度の風力発電の状況だが、2月末時点で、399万5000キロワット。収入の料金はざつと4446万円、支出は年間通してほぼどの年度も大体9000万円前後。

【光永】先ほど毎年2000万程度の赤字が出る構造になっていると言われたが、今の報告ではさらに現時点

ではふくらむ可能性もあるということだと思ふ。となると、当初計画は平成 12 年度段階で電力料の収入 9700 万予定されていたと思ふ。直接経費も 7000 万ぐらいだった。これと大きく乖離している。ですから先ほど風況調査がどうだったのたかという話もあったが、そもそも企業局でやるということは事業として収益を見込んでやったわけです。現実にはこれだけ赤字が出ているということを考えれば、そもそもの計画がどうだったのか問われてくると思ふ。この点で、副知事、責任はどうですか。

【猿渡副知事】当初、風力発電の計画については、先ほど企業局長も答弁したように、収入を、企業局でやる上では、収支に見合う計画を持つなかで、新しい風力発電、地球環境にやさしい発電の形態を京都府内で実行していく、またそれを機会に環境教育を府民の皆様に広く行なっていただく場を提供していく。そういうなかですすめられたもので、そういう点では一定の成果があがっているのではないかと思ふ。

ただ、委員指摘のとおり、電力量等について当初の見込みを下回る状況が出てきていることについては、経営の観点からいくと、減価償却費は現金でたまっているだけだから、現金で減価償却費を積み立てておく分について、風力発電がやがて何十年か先に建て直す、同じ設備を同じようにつくりなおすというものについては、かなり難しいのではないだろうか。そういうことであれば、減価償却費の部分は経営的に借金の元金返しに充当していくとか、一定の判断は必要だろうが、少なくともキャッシュフローで現金が残っている、そういう段階では風力発電が有する、環境教育の観点等々を考えると、一定の成果はあがっていると言えるのではないかと思ふ。

【光永】企業局でやるという当初の計画では、環境面ももちろんあったと思ふが、事業としてやるということで、ずっと修繕もしてやってきた。だからその責任は非常に大きい。厳しく指摘しておきたいと思ふ。先ほど「システム全体の見直しもしていきたい」と言われたが、当初予算でも赤字予算になっている。抜本的な改善の見通しはあるのか。

【企業局長】公営企業である以上、当然その収支のバランスをとる努力をしていかなければいけないと思っているが、企業局の事業全体として電気事業を考えるなら、当面、収支上バランスはとれているし、風力発電事業だけとらえても、減価償却費という、本来会計上計上するもので、現実にお金の支出となるわけではないので、赤字の相当部分は減価償却なので、事業継続上は問題がないと考えており、予算計上している。

【光永】そんな答弁をされたら困りますよ。当初の説明と全然違うではないですか。今の説明はあとから理屈付けしただけの話です。当初は黒字が見込まれてやってきたのだと言ってきたわけですから。こんなやりとりをしたのでは時間がないので、指摘はしておく。ただ、「多角的な活用についても検討していくし、してきた」と言われたが、環境教育などを含むのだと思ふが、それについて京都府として検討していることがあるのか。

【企業局長】環境教育については、京丹後市が中心になって取り組みをしていただいている。我々としては京丹後市はじめその周辺の市町村に対して、教育の場として活用いただくようお願いをしている。

【光永】今もあったように、企業局サイドではお願いだけだ。企画環境部が直接環境の所管をしているが、その事業をみると、例えば「風のプロジェクト」推進費がありますが、風力発電を 35 基設置されるという事業だが、平成 19 年度で終わる。エコエネルギープロジェクト事業費も、京都府が負担した分については、大型の風力発電をスイス村のところに建ててその調査をしてきたが、これも事業としては今年度で終わる。結局、事業としても成り立たないし、環境教育は京丹後市にお願いする、ということだけの話だ。副知事に「責任はどうなんだ」と言ったのはそのことだ。つまり京都府が事業としてしている限りは地元へ押し付けたり、環境で成果が上がっているとごまかしたり、そういうことは絶対ダメなんだ。その点どう認識しているのか。

【猿渡副知事】この事業は多角的に捉えていただきたい。現在でも発電電力量が当初の見込みとの違いの部分は、我々もその原因と対策はこれからも真摯に対応していきたいと思ふが、ここで発電している電力については、いっさい二酸化炭素とは関係ない形で発電しており、京都府全体での CO2 対策の行動計画中の重要な一部に入っている。また、風力発電の設備投資は、国の助成を受けてやっているが、その結果を受けて地域的な問題、設備的な問題、さまざま風力発電を今後、京都府内でどう展開していくべきなのか、ということに対しても重要な資料を提供している事業である。

したがって、委員言われるように、当初の電力量の見込みがそこまでいっていないことの反省とその検討

は十分行ないつつも、そういう形での貢献は今も行なわれているし、結果も皆様方に示しながらご検討いただきたいということだ。

【光永】環境面、多角的に検討するというのは、包括外部監査でも言われていたわけだが、その際に、京都府として事業に着手してこれまでうまくいっていないことを考えたとき、地元に押し付けることのないように、京都府がしっかりと役割を果たしてほしい。そのことを厳しく指摘する。

新井 進（日本共産党、京都市北区）

府営水道問題について

【新井】今3浄水場の結合、宇治浄水場の導水管の付け替え、宇治浄水場の設備の更新、耐震強化対策事業と4つの大きな事業がやられ、今年度は47億円ほどの予算でしたが、一つひとつの総事業費がいくらになるのかということと、この事業は今後、水道料金に跳ね返ってくるという問題があると思いますが、給水量は出ているわけだから、どれくらいの跳ね返りになるのかを教えてください。それから3浄水場が統合されたときは、料金設定は、今は3つに分かれているが、一元化という方向で検討されているのか、改めてお聞かせ下さい。

【企業局長】工事費の関係ですが、3浄水場接続の工事費の総額は約100億を考えている。導水管は約30億、耐震化は約28億、総事業費として考えている。工事費の料金への跳ね返りは、料金は現在、水道懇に諮問させていただいており、今後、水道懇でそういったことも含めた検討が行なわれると思っているので、水道懇の検討で、我々としてもどういう料金なるかは検討していきたいし、一元化についても料金の、水道懇の議論にかかわることであり、そちらの議論を確認しながら、今後いろいろ検討させていただくことになると思う。

【新井】水道懇で検討されて、その答申を受けて、となっていくが、水道懇に諮問されるわけで、そのときに基礎資料をつくられる。今回の5円の値下げの問題もその経過を踏んでいる。そういう点で言うと、基礎資料を作るうえでのデータは当然手元にあるわけですから、一定の額は想定はつくと思うが、どうか。

【企業局長】料金算定を行なう場合の要素として、一つは、この間ずっと整備して料金化したわけだが、料金化したあとの、例えば減価償却費の当初予定したとおりの額とどうなっているか、利息の償還がどうなっているかとか、そういう減額の要素の一つある。一方では、今申し上げた増額の工事費の要素もあり、プラス、マイナスをすべて勘案したうえで料金は考えていくべきものであり、そのへんを全体を見ながら、今後、水道懇でいろいろご議論いただくことになると思っている。

【新井】なぜ、これを言うかということ、いま暮らしが大変ななかで、これだけの設備投資をしていけば、当然水道料金に跳ね返ってくる。これは市町が購入する価格になるわけですが、同時に市町も財政が厳しいですから、抱え込めないという事態を招くとなってくると、負担が増える。そういう点では、いま言われたように減価償却はすぐ出るわけですから、その上に立って今、料金値上げをできるだけ抑制することを含めた、工法なり、一般会計からの持ち出しなりも含めて、この事業の進捗については十分配慮いただきたい。要望しておく。

乙訓の府営水道について

【新井】現在、府営水道をめぐって大山崎と京都府の間で水量問題が大きな問題になってきているわけですが、この問題の解決をどう図るかというのが今、企業局にとっても重要な問題だと思う。

その点から聞きたいが、住民からすると、自分たちが使いもしていない量、それから企業の分だと言われている水量、これを自分たちが払わなければならないのは納得いかない、というのが多くの人たちの声です。これは大山崎の場合もそうですし、現に今も長岡京市や向日市の市長に対する要望も住民から、そういう声が出されているわけですが、この声は、住民からみれば当たり前前の声だと思いますが、副知事は、これは当たり前前というふうには受け取られませんか。

【猿渡副知事】 市民・町民皆様への最終的な上水道のあり方を考える場合には、府営水道とともに、各市町において自ら地下水をくみ上げて上水をされている独自の分がある。それがあわさって総コストを形成している、という点がある。

したがって、我々としてはまずは総コストを抑制して、市民・町民、この方々は府民の皆様ですから、ご負担をかけないようにやっつけよう、というのが一つ。こういう点で向日市さん、長岡京市さんはすでに自らの浄水場を集約化を図る中で、できるだけ総コストを抑制していこうと、今努力をすすめられているところ。この点については両市以外の市町村におかれても同様の点もある。

二点目は、今回お願いしている供給単価5円引き下げのように、我々府営水内部としても徹底的な経費削減をやっていく。これは当然のことである。それはすすめている。

最初、委員のほうから質問がありましたのは基本水量のことを申し上げられておられるのかと思うが、これ自身については、地元市町の要望を受けて、何度も見直した上で現在の水量ベースで浄水場建設を行なわせていただいた。そのコストについては、協定で「契約」という形で、将来にわたって負担する、負担割合もきちんと決めた上でされている。何を申し上げたいかと言うと、基本水量部分はそういう形での、地元の市町村の長い間、真剣な話し合いの中で生まれた見積もりの部分を建設負担金という形で、それを基本水量と名づけている。そういう性格のもの、重量割で使った分だけ動くものと、そこがきちんとご理解いただく中で、先ほど申したような総コストの圧縮、我々ができることはすべてのことをやる、ということでの進め方をご理解いただきたい。

【新井】 いま聞いたのは、住民の皆さんが自分たちが使っていない水の量、そして企業分だとして制度設計された水量、その分も基本水量として自分たちの負担となっている、これについて納得いかないという声をあげておられるのは、府民・住民としては当たり前と思いませんか、とお聞きした。このことについてお答え下さい。

【猿渡副知事】 住民の方に対してコストのご迷惑をかけないように一円でも低いコストでやる、それについては府営水道もやるべきことはやる、市町にもお願いする、そのための支援を全力でやる、ということである。ただ、いま委員が前提にされている、使っていない水を使っている、工場の分まで払われている、ということについては、先ほど申したように、市町の要望を受けて、固定費を投資する前にきちんと契約の形で行なっている。そういうことも含めて総合的に、政策決定の場であるこの府議会においてご議論を賜りたいと思っている。

要はある一つの町が「払いたくない」ということになると、隣の町の住民の方はお払いになるのですかという問題になりますので、そこについては我々としては、総コストが安くなるようにできることはなんでもやる、という姿勢で一生懸命毎日汗をかいていることをご理解いただきたい。

【新井】 議会では、議員の側から執行部に対して質問をして、その質問に答えるのが答弁者の役割ですよ。それを今みたいに、まったく違う、すれ違い答弁をしていたら、なんのために、議会と執行部が議論をしているのかと言わなければならない。なんのための予算審議かと言わなければならない。そんな答弁の仕方を改めていただきたい。

改めて申し上げますが、一つの問題は、知事がこの間、基本姿勢にされているのは、住民目線でものごとをすすめていくということ。先ほど聞いたのは、この住民目線が今ここにありますよ、これについてどう応えるのですかと聞いたわけですから、その点はきちんと対応していただきたい。

もう一点は、工業用水分は制度設計の中に入っていたわけですが、それは都市用水にしたときに、京都府が工業用水について、そういうふうにしようと提案をして、すすんだわけですから、住民にとっては自分たちが飲む水という関係では対処されないわけです。

もう一点指摘したいのは、知事は繰り返し「地元が要望したからこれをつくったのだ」と言われますが、1985年の京都府議会の厚生労働委員会の議論をご承知でしょうか。このときに京都府が「南部地域広域的な水道整備計画」をつくっている。この整備計画を厚生省に認可を受けるにあたって議会に出されているわけです。そのときの衛生部長の議会に対する説明は、京都府として今後、全体の人口の増や学研都市の開発などから南部地域で水が不足してくるから、この水道計画をつくる、そして、これについては、地元市町に納得してもらえるように説明もしてきた、ということで、乙訓地域における府営水道建設にあたっての京都府の説明は、そうなっている。だから出発点は、確かに現実に人口が増えていって、今後の水需要についてどう予測するかという議論は市町村でもやられていた。同時にこの乙訓の水問題の建設計画を立てていくときに、

京都府が主体的にその計画をつくっている。学研都市の開発も絡んで。そういう経過がある。もともとの計画、さらには工業用水を都市用水に組み込んだ問題、こういうことがあった中で、住民の側からいろいろ、「なんで企業分まで持たないといけないのか」という声になっているわけですから、この点は、きちんと受け止めていただきたいと思うが、いかがですか。

【猿渡副知事】私の表現力不足で、答えていないという指摘があったが、私が言いたかったのは、住民の皆さんは一円でも安い水道料金をお求めであろうということで、市町といっしょになって汗をかいて、総コストをできるだけ下げるといふ努力をやっていただいている。その気持ちを受けてやっている。これが一点。二点目は、要は平成10年に供給量を3分の2にしている。したがって、新井委員の指摘の部分は3分の2にする前、都市用水に編入され、6万8000になり、それが多いただろう、確かにそういう議論が起こった。起こってまた再度、真摯に議論を積み重ねたあげく、平成10年に、浄水場を建設する前に、3分の2に全体の供給量をおとしている。ですから、そういうことを踏まえて今すすんでいるということを正確に前提に置かれた上での議論をすすめていただければありがたいとお願い申し上げます。

【新井】住民の目線というのは、住民がいろんな材料、資料を見て、自分たちが判断して、「これは仕方がないな」と思う場合もあるわけです。しかし「これはおかしいな」と思う場合もある。その「おかしいな」という声にしっかり応えて対処していくことが必要です。そのときに、今の副知事の答弁だったら、京都府は努力しているのだから仕方がないではないか、この繰り返しばかり言っているという話がある。そういう点では、知事自身が言うように、「住民目線」というのなら、今言われたような硬直的態度では、ますます住民との間の距離があいていくわけです。だから今度の解決のためにも、工業用水として当初あった企業分、これについては切り離して解決を図っていく方向で、ぜひ検討していただきたい。このことを求めて終わります。

【猿渡副知事】そういうことがあったので、もう1回話し合って3分の2にしたということを理解いただきたい。総コストを減らさないと、結局どこかの住民・府民の方にご迷惑をかけますので、要は天からお金は降ってきませんので、どなたかの住民の方にご迷惑をかけますので、皆さんに納得いただけるように、一生懸命がんばりたいということだ。

【他会派の行った質疑のテーマ】

■熊谷 哲(民主党、京都市右京区)

電気事業(水力・風力発電)

■林 正樹(公明党、京都市山科区)

電気事業(水力発電)

■佐々木幹夫(創生、綾部市)

風力発電

■田中健志(民主党、京都市中京区)

太陽光発電

■中小路健吾(民主党、長岡京市・大山崎町)

乙訓の府営水道